



障害福祉サービス等情報公表制度について

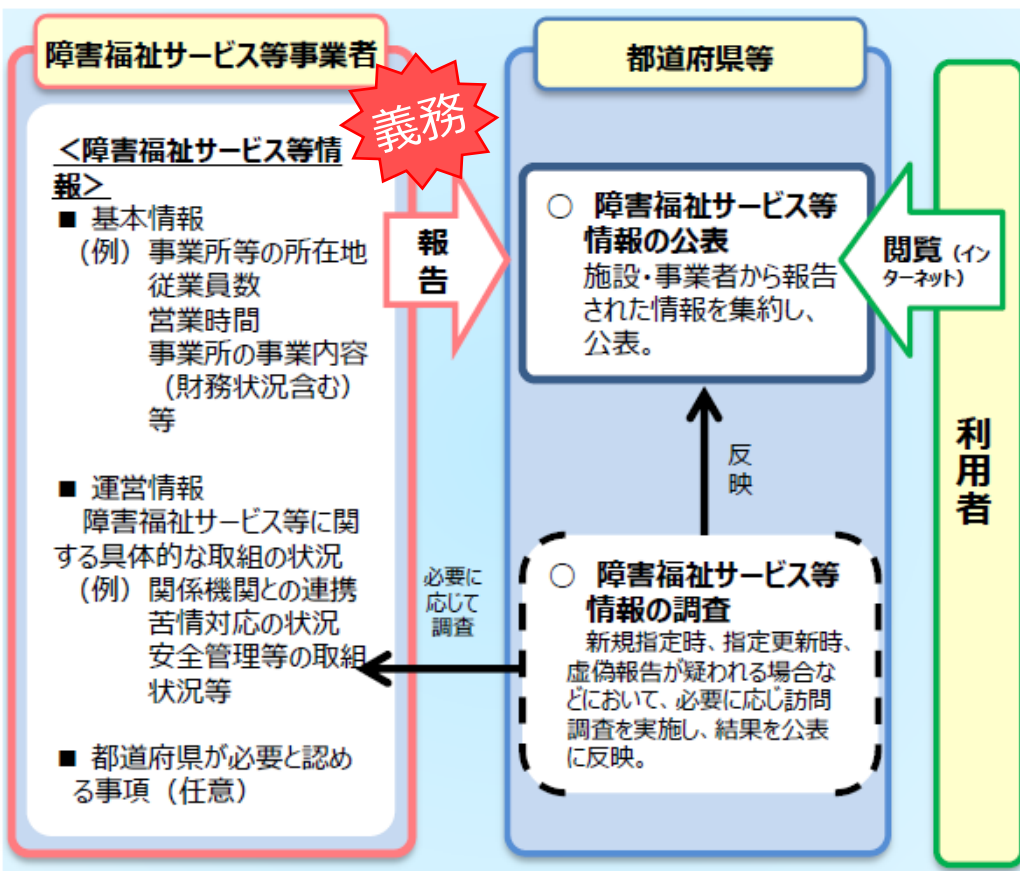
令和6年度 障害福祉サービス等事業者説明会

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。（平成30年4月施行）。

【制度概要】



【H P画面】

The screenshots show the WAM NET website interface for searching for disability welfare services.

Top Screen (Search Interface):

- Header: 障害福祉サービス等情報検索 (Disability Welfare Service Information Search)
- Search Area: Includes a search bar and a map of Japan with prefecture buttons (e.g., 北海道, 青森, 秋田, 岩手, 宮城, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 山梨県, 長野県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 福岡県, 佐賀県, 大分県, 熊本県, 鹿児島県, 沖縄県).
- Filters: 住所から探す (Search by address), 法人名から探す (Search by法人名), 事業所名から探す (Search by事業所名).

Bottom Screen (Detailed Business Information):

- Header: 事業所 (Business Facility)
- Location: 東京都港区 (Tokyo, Minami Ward)
- Address: 六本木一丁目 (Roppongi 1-chome)
- Phone: 03-1234-5678
- FAX: 03-1234-9999
- Services: サービス提供の地域 (Service area), サービス提供の時間 (Service hours), サービス提供の曜日 (Service days), サービス提供の料金 (Service fee).
- Map: A map showing the location of the facility.

障害福祉サービス等情報公表制度について

■ 皆さまにお願いしたいこと

□ 障害福祉サービス等情報公表システムへの報告

本システム（WAM-NET）へログインし、情報の登録を行ってください。

※ID・パスワードが分からない場合は、県障害福祉課へお問い合わせください。

（政令・中核市は政令・中核市へお問い合わせください。）

<メールアドレスの登録>

県から事業所宛の通知や様々な情報提供等はメールでお知らせしています。

（政令・中核市）政令・中核市へ届け出ているメールアドレス宛て

（一般市）本システムに登録されている『システムからの連絡用メールアドレス』宛て

※法人内の項目、事業所内の項目いずれもご確認ください。

全事業所へ漏れなく通知等を行うことができるよう、メールアドレスの登録についてもお願いします。

対象サービス（基準該当事業所を除く）

■ 下記サービスの指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1. 居宅介護	6. 生活介護	11. 自立訓練（生活訓練）	16. 就労定着支援	21. 地域相談支援（定着）	26. 放課後等デイサービス
2. 重度訪問介護	7. 短期入所	12. 宿泊型自立訓練	17. 自立生活援助	22. 福祉型障害児入所施設	27. 居宅訪問型児童発達支援
3. 同行援護	8. 重度障害者等包括支援	13. 就労移行支援	18. 共同生活援助	23. 医療型障害児入所施設	28. 保育所等訪問支援
4. 行動援護	9. 施設入所支援	14. 就労継続支援A型	19. 計画相談支援	24. 児童発達支援	29. 障害児相談支援
5. 療養介護	10. 自立訓練（機能訓練）	15. 就労継続支援B型	20. 地域相談支援（移行）	25. 医療型児童発達支援	

（注）政令・中核市に所在する事業所は政令・中核市が管轄しています。

情報公表未報告の事業所への対応（令和6年度報酬改定）

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

手順1



このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。



事業者 事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を報告してください。

- 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。



(※) 都道府県等担当者が、事業者の基本情報について既に登録を行った事業者宛てには、情報公表システムよりID等を通知しています。もし、事業者宛にID等が届いていない場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。



手順2

- 情報公表システムより、ログインID・パスワードが通知されます。



事業者 ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

手順3



入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。



- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
 - ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。  (修正の上、再度報告します。)
 - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。



※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

- 都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）等の資料を掲載していますので、是非ご活用ください。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

お問い合わせ先：兵庫県福祉部障害福祉課

電話 078-341-7711（内線3005）

※神戸市・中核市所管の事業所は、各市へお問い合わせください。